

◎申請書類記入上の注意事項

全般

1. 申請書に記入するときは、**楷書体で崩さずに記入**してください。
2. **消えるペンの使用は禁止**です。使用された場合は全て記入し直しとなります。
3. 押印は**すべて同じ印鑑**をご使用ください（認印可・シャチハタ不可）。
4. 記載事項を訂正する場合、**修正液等を使用しないで**ください。
訂正個所に2重線を引き、正しい文字を書き足して枠外に捨印を押印してください。
5. 申請時に訂正箇所がございましたら訂正印の押印が必要になりますので、申請書等に押印した印鑑をご持参ください。
6. **申請書類の記載事項は全て行政書士登録申請書に記載したもので統一**してください。

行政書士登録申請書

1. 「氏名」「本籍」は**身分証明書の記載のとおり略記せずに正しく記載**してください。
2. 「住所」は**住民票の記載のとおり略記せずに正確な番地で記載**してください。
3. 「事務所の名称」については、28頁「事務所の名称に関する指針」をご覧ください。
4. 「事務所の所在地」は、丁目、番地まで記載（ハイフン可）し、ビル等の中に事務所を設置するときは、ビル何階等と詳細に記載してください。登録後にビル名等を追加・変更される場合には、変更登録申請（有償）が必要となります。また、行政書士及び行政書士法人の使用人となる場合には、雇用主である行政書士又は行政書士法人の登録内容を日行連HPでご確認いただき、相違なく記入してください。
5. 「※2 主たる事務所の所在地」は、所属または勤務する行政書士法人が従たる事務所である場合のみ記入してください。
6. 「資格」の欄には、次の区分により記載してください。
 - ① 行政書士試験合格者：上段に受験地都道府県名と合格年度及び番号を記載してください。
 - ② それ以外の方：下段に該当する資格の各号を記載してください。
弁護士；第2号 弁理士；第3号 公認会計士；第4号
税理士；第5号 公務員行政事務資格者；第6号
7. 「行政書士以外の類似資格」欄には、**事務所を設け開業している場合のみ該当する番号を○**で囲んでください。「13.その他」は、測量士補、会計士補のどちらかを指します

履歴書

1. 数字はアラビア数字で、文字は崩さず、正確に記入してください。
2. 「学歴・職歴」欄は、**中途退学を含め義務教育修了以降（高校）の学歴からすべて記載**してください。**高校を中途退学している場合は、中学校卒業から記載**してください。
3. **行政書士会入会経験がある場合は職歴欄に記入**してください。また、行政書士補助者の場合、登録後に補助者を退職する旨を職歴に記入してください。※行政書士は、行政書士補助者となれません。
4. **無職、休職等の期間についても必ず記載**してください。

入会届

1. 太枠で囲まれている「登録年月日」「登録番号」「会員番号」の各欄は記入しないでください。
2. 「資格」欄については、登録申請書に記載した登録資格の番号を○で囲んでください。
3. 主たる業務欄は、予定業務を項目の中から3項目まで選択し番号を○で囲んでください（任意）。
※登録入会後の変更も可能です

見本

収入印紙
-3万円-
消印しないこと

日行連受理印

単位会受理印

※訂正の場合は、訂正個所に2重線を引き、正しく追記して書類の枠外に捨印を押印してください。

様式第1号 (第2条関係)

行政書士登録申請書

申請日を記載

令和 2 年 4 月 1 日

日本行政書士会連合会

会長 会長名は空欄 殿

氏名 行政 太郎



行政書士法第6条第1項により、行政書士の登録を受けたいので申請します。

ふりがな	ぎょうせい たろう	性別	男・女				
氏名	行政 太郎	生年月日	明・大・昭・平 41 年 2 月 22 日				
属性	<input checked="" type="checkbox"/> 個人開業 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の社員 <input type="checkbox"/> 行政書士の使用人 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の使用人						
本籍	東京都目黒区青葉台3丁目1番 ←必ず都道府県名から身分証明書の記載通り記入(略記不可)						
住所	(〒153-0042) TEL 03 (3477) 2881	東京都目黒区青葉台3丁目1番6号 ←必ず都道府県名から住民票の記載通り記入(略記不可)					
事務所の名称	行政太郎行政書士事務所 ←必ず「行政書士」を入れる ※1 (法人番号:)						
事務所の所在地	(〒111-1111) TEL 03 (3477) 2644	東京都渋谷区本町1丁目1番1号-101 ←ハイフンでの略記可、「同上」は不可					
※2 主たる事務所の所在地	(〒 -) TEL ()						
資格	行政書士試験合格	東京 都道府県 令和1 年度 第 0123 号					
	その他資格	<input type="checkbox"/> 行政書士法第2条第 号該当 <input type="checkbox"/> 昭和26年法律第4号附則第2項該当					
行政書士以外の類似資格	1. 弁護士	2. 弁理士	3. 公認会計士	4. 税理士	5. 司法書士	6. 建築士	7. 調査士
	8. 社労士	9. 宅建士	10. 測量士	11. 不動産鑑定士	12. 海事代理士	13. その他	
過去の行政書士登録	有・無	過去の特定行政書士付記	有・無				

(備考) ※1. 既存行政書士法人の社員又は使用人となる場合のみ記載すること。

※2. 属性が社員又は使用人であり、所属又は勤務する事務所在行政書士法人の従たる事務所である場合のみ記載すること。

注1: 未設立行政書士法人の社員は、設立予定である法人事務所の名称及び所在地を記載すること。

注2: 現金納付に係る領収証書による場合は裏面に貼り付けること。(2カ所に割印して提出すること。)

事務所を設置し、開業している場合のみ該当する資格の数字を○で囲む(登録していない場合・事務所を設置していない場合は不要)。

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

添付書類	単位会会長意見書	資格を証する書面	誓約書
	戸籍抄本	職歴の補足資料	法第2条の2第二号証明書
	住民票	学歴証明書	本人の写真
	履歴書	合同・共同事務所届出書	

決裁	会長	副会長	委員長	委員	
点検	局長	次長	課長	係長	課員

受付番号 ()

履歴書は両面1枚、片面複数枚どちらでも構いません。
 複数枚の場合は、必ずホチキスで左側2箇所を綴じ、
 「契印」を押印してください。

[書式1]

履 歴 書

正面・無帽・無背景
 (縦3cm:横2.5cm)

ふりがな 氏名		ぎょうせい たろう 行政 太郎 楷書厳守		本人写真 貼付位置 タテ ヨコ 3cm × 2.5cm 【提出の前3か月以内】
注) 楷書体でくずさずに正確に書くこと。				
大正 昭和 平成	41年 2月 22日生 (54)歳	男・女		
現住所 東京都目黒区青葉台3丁目1番6号 登録申請書のとおり記載 注) 都道府県名から書くこと。				
学 歴 ・ 職 歴				
注) 学校教育法及び教育基本法に定める義務教育修了以降現在まで、無職や休職の期間も記載し、現在の状況まで明確になるよう中 断なく記載すること。				
年	月	官公署、会社、団体等	所在地 (都道府県・市区町村名)	
~ 年	月	主な職務内容		
昭和60	3	〇〇高校 卒業	東京都練馬区	
~				
昭和60	4	〇 ³ 大学 入学	東京都目黒区	
~ 昭和6		〇 ³ 大学 中途退学		
昭和6				
~		無職・休職・アルバイト期間等も		
昭和6		3 3 入学	東京都 区	
~		3 3		
			1 段目は所属する会社等を記載 2 段目は主な職務内容を記載	
29	9			
29	10	工科大学 短期留学	アメリカ合衆国 △△洲	
~ 平成31	4			
令和1	5	無職		
~ 令和1	5			
令和1	6	行政書士◇◇事務所	東京都渋谷区	
~		行政書士		
~				
~				
~				

他士業で事務所を設置し開業されている方は、登録
 年月日、事務所名称、職務内容を記載すること
 (例) 〇〇士事務所 (平成×年×月×日登録)
 〇〇士業務
 最終勤務先を退職し現在無職の場合はもれなく記載
 すること

記入の最後には必ず「現在
 に至る」と記載すること

~			
~			
~			
~			
~			
~			

行政書士事務所	
所在地	市区町村名のみ [事務所から自宅までの所要時間(利用交通手段は不問) 約 15 分] 渋谷区 個人開業の場合は設置予定の事務所、行政書士法人の社員の場合は常駐する事務所、 使用人の場合は主として勤務する事務所所在の市区町村のみ記載
形態	1. 自宅兼事務所 2. 自宅以外の独立事務所 3. 共同・合同事務所 4. 法人内事務所 注) 共同事務所…行政書士が複数で、同一室内に事務所を設置する場合 合同事務所…行政書士が他士業者と、同一室内に事務所を設置する場合
使用権	1. 自己所有 2. 親族所有 3. 賃貸借契約 4. 使用貸借契約

予定する事務所に該当する形態及び使用権に○を
 すること。
 法律上個人事務所を有しない「行政書士法人の社
 員」又は「使用人行政書士」の場合は○は不要。

行政書士業務の遂行について

第1号には該当せず、行政書士の業務を行うことに支障ありません。

上記のとおり相違ありません。

申請日を記入 令和 2 年 4 月 1 日

必ず自筆署名をすること。印鑑やパソコンで
 記名したものや自筆のコピー等は書き直し

氏名 **行政 太郎**



登録申請書と同一の
 印鑑を押印

注) 提出日を記入し、自筆署名のうえ、申請書と同一の印を押すこと。

※申請書類に重大な偽りの記載をした場合は、登録を取り消されることがある
 ので注意すること。

(行政書士会) 受 付 欄

誓約書

申請日を記入

令和 2年 4月 1日

日本行政書士会連合会
会長 会長名は空欄 殿

住所

申請書のとおり記載

東京都目黒区青葉台3丁目1番6号

事務所所在地
(予定)

東京都渋谷区本町1丁目1番1号
-101

氏名
(自署)

行政 太郎

必ず自署すること



私は、この度行政書士の登録申請をするにあたり、次のことを誓約いたします。
違背した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。

- 私は、行政書士法第2条の2に定める事項のいずれにも該当いたしません。
- この度の行政書士登録申請については一切の偽りその他不正手段によるものではありません。
- 私は、行政書士法及び関係法令並びに貴会の会則その他規則を遵守することを誓約し、会員名簿（貴会会則第74条の3に基づき、事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表等に関する規則第2条第3号に定めるものをいう。）に掲載されることを承諾いたします。
- 私は、現在反社会的勢力とは一切関係を持っておらず、今後も一切関係を持たないことを誓約いたします。

《参照》 行政書士法

(欠格事由)

第2条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

- 一 未成年者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから3年（平成20年7月1日前に刑に処せられた者については2年）を経過しない者
- 四 公務員（特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む）で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から3年（平成20年7月1日前に当該処分を受けた場合は2年）を経過しない者
- 五 第6条の5第1項の規定により登録の取消し処分を受け、当該処分の日から3年（平成20年7月1日前に当該処分を受けた場合は2年）を経過しない者
- 六 第14条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から3年（平成20年7月1日前に当該処分を受けた場合は2年）を経過しない者
- 七 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、弁理士、税理士、司法書士若しくは土地家屋調査士の業務を禁止され、又は社会保険労務士の失格処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しないもの

様式第1号の1 (会則施行規則第2条)

申請日を記入

令和2年4月1日

東京都行政書士会
会長 会長名は空欄 殿

氏名 行政太郎



入会届 (個人)

登録申請書と同一の印鑑を押印

下記のとおり入会したので、お届けいたします。

ふりがな	ぎょうせい たろう	性別	<input checked="" type="radio"/> 男・女
氏名	行政太郎	生年月日	大正昭和41年2月2日 平成
属性	<input checked="" type="checkbox"/> 個人開業 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の社員 <input type="checkbox"/> 行政書士の使用人 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の使用人		
本籍	東京都目黒区青葉台3丁目1番 ハイフン等で略記せず、登録申請書のとおり記載		
自宅住所	〒153-0042 東京都目黒区青葉台3丁目1番6号 ハイフン等で略記せず、登録申請書のとおり記載 (TEL. 03-3477-2881) (FAX. 03-3463-0669)		
事務所の名称	行政太郎行政書士事務所 必ず「行政書士」(使用人の場合は、雇用主の氏名)を入れる		
事務所所在地	〒111-1111 東京都渋谷区本町1丁目1番1号-101 同上は使用せず、登録申請書のとおり記載 (TEL. 03-3477-2664 FAX. 03-1111-1111 携帯. 090-1111-1111 E-mail.touroku@tokyo.com)		
資格	① 行政書士試験合格 2. 弁護士 3. 弁理士 4. 公認会計士 5. 税理士 6. 行政事務 ※登録資格の番号を○で囲んでください。		
写真貼付欄 縦3cm× 横2.5cm	主たる業務(※下記より3つお選び下さい。決まっていない場合はお選び頂かなくても結構です。) ①. 国籍・外国人関係 2. 教育関係 3. 廃棄物処理業関係 4. 公害防止関係 5. 建設・宅建関係 6. 土地・建物利用関係 7. 警察関係 8. 消防関係 9. 風俗・飲食業関係 10. 観光関係 11. 運輸関係 ①②. 民事関係 13. 商事関係 14. 刑事関係 15. 製造業関係 16. 貿易関係 17. 医療・介護関係 18. 会計業務関係 19. 知的財産権関係 ②①. 会社・法人設立関係 21. その他 主たる業務は、会員名簿に掲載後変更可能		
過去の行政書士登録	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	過去の特定行政書士付記	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
登録年月日 登録番号	令和 年 月 日 第 号	会員番号	

※太線内は記入しないでください。

確認			点検			
会長	副会長	総務部長	局長	次長	課長	担当

別紙様式 1

申請日を記入

令和 2 年 4 月 1 日

東京行政書士政治連盟

会 長 会長名は空欄 殿

事務所所在地 登録申請書のとおり記載

東京都渋谷区本町 1 丁目 1 番 1 号 - 1 0 1

氏 名 行政太郎 

東京行政書士政治連盟 加入届

この度、東京行政書士政治連盟の趣旨に賛同し、貴連盟に加入いたします。
なお、東京行政書士政治連盟会費は、東京都行政書士会会費と同時に徴収することに同意します。

[書式7]

申請日を記入

令和 2 年 4 月 1 日

日本行政書士会連合会
会 長 会長名は空欄 殿

登録申請書のとおり記載

登録申請者
住 所 東京都目黒区青葉台3丁目1番6号
事務所 東京都渋谷区本町1丁目1番1号
所在地 - 101
事務所電話番号 03-3477-2644

氏 名 行政 太郎 

共 同
事務所届出
合 同

下記のとおり共同・合同事務所を設置いたしますので届出します。

記

- 1 事務所所在地 東京都渋谷区本町1丁目1番1号-101 登録申請書のとおり記載
- 2 事務所設置者名

資 格	氏 名	職印	備 考
行政書士	行政花子	※行政書士の場合 必ず職印を押印	
税理士	税理次郎	※他士業者の場合 職印を押印。調整して いない場合のみ認印可	
司法書士法人 〇〇事務所	代表社員 司法三郎	※他士業法人の場合 は法人印を押印	

※職印を調製していない場合は認印を押印すること

※法人との合同事務所の場合は、法人印（法人代表者印可）を押印すること

- 3 事務所諸経費の分担方法

例 ・折半
・行政花子が3分の2を、行政太郎が3分の1を負担する 以上
・売りに応じ双方が負担する など

申請日を記入

令和 2年 4月 1日

東京都行政書士会

会長 会長名は空欄 殿

登録申請書のとおり記載

住所 東京都目黒区青葉台3丁目1番6号

氏名 行政 太郎



誓約書

貴会に登録・入会するに当たり、誠実にその業務を行うこと、行政書士の信用及び品位を害する行為を行わないこと、及び下記条項を遵守いたします。

違背した場合には、処分がなされても異議を申し立てないこと、調査のために必要な資料等の提出の請求に応じることを誓約いたします。

※以下に該当する誓約項目にチェック☑すること

自宅に事務所を設ける場合（集合住宅等）

- 一 管理規約・利用規約等に反していません。
- 一 建物の所有者・管理者等に承諾を得ています。

他の士業者と同一場所に事務所を設ける場合

- 一 表札は不特定多数の人が確認できる場所に掲示します。
- 一 業務の報酬は自己の収入とし、所得税の確定申告を行います。
- 一 他の士業者に行政書士として雇用されず、名義を貸しません。
- 一 同一場所に事務所を設置する他の士業者（行政書士を含む）からも業務内容を守秘します。
- 一 取扱業務についての帳簿を備えつけ、記載・管理します。

法人等の事務所内に事務所を設ける場合 設置先名称：_____

- 一 表札は不特定多数の人が確認できる場所に掲示します。
- 一 業務の報酬は自己の収入とし、所得税の確定申告を行います。
- 一 業務の受託及び報酬の收受は、依頼者と直接行います。
- 一 事務所を設置する法人等に行政書士として雇用されず、名義を貸しません。
- 一 事務所は独立性を確保し、法人等から業務内容を守秘します。
- 一 取扱業務についての帳簿を備えつけ、記載・管理します。

現在も法人等に勤務している場合 勤務先名称：_____

- 一 業務の報酬は自己の収入とし、所得税の確定申告を行います。
- 一 業務の受託及び報酬の收受は、依頼者と直接行います。
- 一 勤務先においては行政書士業務を行いません。
- 一 行政書士業務を他人に行わせず、自らの責任において受託し処理します。
- 一 行政書士業務を正当な理由なく遅らせたり依頼を拒むことはしません。

使用承諾書

(建物所有者・賃貸人) 秋桜花子 が所有する下記の建物を
(申請者) 行政太郎 が行政書士の業務を行う事務所として使用
することを承諾します。

記

1. 建物の住所 東京都渋谷区本町1丁目1番1号-101登録申請書のとおり記載
(事務所の住所)

1年以上の使用で承諾をもらうこと。

2. 使用期間 令和2年 4月 1日 より令和4年 3月 31日 まで

期間の更新あり ← はそれぞれ該当する場合のみチェックすること。
期間の定めなし ←

令和 2 年 4 月 1 日

※承諾者が法人の場合は代表者名も記入

承諾者（建物所有者） 住所 東京都目黒区青葉台5丁目6番7号

氏名 秋桜 花子

印はできるだけ賃貸
借契約書と同一のもの
を押印すること

承諾者（建物賃借人） 住所 東京都渋谷区本町1丁目1番1号-101

氏名 桜 一郎

印はできるだけ賃貸
借契約書と同一のもの
を押印すること

使用者（申請者） 自宅住所 東京都目黒区青葉台3丁目1番6号

氏名 行政 太郎

印はできるだけ賃貸
借契約書と同一のもの
を押印すること